

## 「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」

### －Q&A－

#### <1. 基本的な考え方について>

Q1. 仮に受験生全員にワクチン接種が可能とされた場合においても追試験等の受験機会の確保措置をとる必要があるのでしょうか。

A. 平成22年度大学入学者選抜について、各大学におかれては、ワクチンの接種状況に関わらず、本対応方針に沿った対応をお願いします。

Q2. 本対応方針は、平成22年度大学入学者選抜に限った対応でしょうか。

A. 平成22年度大学入学者選抜に限った対応です。

Q3. 本対応方針は、新型インフルエンザに限定した対応でしょうか。

A. 新型インフルエンザに感染した者及びその疑いのある者に限定した対応です。

Q4. 本対応方針は、大学入試センター試験、一般入試における個別学力検査を対象としたものと考えますが、一般入試以外のAO入試、推薦入試、帰国子女入試、留学生入試及び大学院入試等において、新型インフルエンザに対してどのような対応が考えられるのでしょうか。

A. 本対応方針は主に一般入試を想定していますが、受験機会の確保や感染拡大防止の観点からも、一般入試以外の入試においても本対応方針を参考にした対応をお願いします。

#### <3. 各大学の個別学力検査について (1) 各大学の個別学力検査の追試験等の実施>

Q5. 追試験日を設定する場合、本試験から何日後が望ましいでしょうか。

A. 厚生労働省の発表によると、外出を自粛する期間については、解熱後2日経過または、発症した日の翌日から7日を経過するまでとされており、これを参考にしつつ、各大学における入試スケジュール等を踏まえ適切な日を設定していただきますようお願いします。

なお、大学入試センター試験においては、治療等に要する日数に加え、追試験を全都道府県で実施することに伴う試験会場の準備や試験監督者の確保など、万全な

試験実施の準備に要する日数を考慮し、追試験は本試験の2週間後に設定しました。

Q6. 本対応方針2頁2行目に「医師の診断書（病名が新型インフルエンザに限定されるものではない。）又はそれに類すると判断できるものを有する者」との記載がありますが、

- ① 「病名が新型インフルエンザに限定されるものではない」とはどの範囲まで想定されているのでしょうか。新型インフルエンザ以外の病気やケガ全てにおいて対応しなければならないのでしょうか。
- ② 「医師の診断書に類すると判断できるものを有する」とはどのような証明書でしょうか。

A.

- ① 医療機関においては、新型インフルエンザの確定診断は、インフルエンザ様症状を呈する者の中で重症化するおそれのある者などに対して行われることとなっていることを踏まえ、本対応方針においては、追試験等の対象者として、新型インフルエンザに感染している者及びその疑いがある者としております。したがって、医師の診断書に記載されている病名を「新型インフルエンザ」に限るのではなく、A型インフルエンザなどインフルエンザ様症状も含めた対応をお願いします。

なお、インフルエンザ様症状以外の病気やケガ等で本試験を受験できなかった者についても追試験等の対象者とするか否かについては、各大学において判断していただくこととなります。

- ② 追試験等の対象者であるか否かの判断は、基本的には診断書で行うこととなりますが、診断書以外でも処方薬の袋や診察券など個人、診察日、症状などが確認できるものなどが考えられます。また、インフルエンザ様症状以外の病気やケガ等も追試験対象にする大学におかれては、追試験の受験を申請する理由に応じて、確認するために必要なものを大学で判断し提出させることがなります。

なお、追試験受験者について、「治癒証明書」を提出させることは控えてください。

（平成21年10月29日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第16報）」を参照。）

Q7. 「新型インフルエンザに感染した疑いのある者」とは、本人が熱っぽい等の自覚症状の申し出があった時点で、追試験の対象に含めて差し支えないでしょうか。

A. 試験前日までに受験生からインフルエンザ様症状があるとの申し出があった場合には、すぐ医療機関への受診を促し、受験生は診断結果にもとづいた対応をとることとなりますが、試験当日に新型インフルエンザに感染した疑いの申し出があった場合は、本対応方針の3ページにある「体温が38度以上となる発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、鼻汁・鼻閉、頭痛、下痢等のインフルエンザ様症状」を参考として、当該受験生に症状を聴取するという対応をお願いします。これらの症状のいくつかに該当していれば、医療機関への受診を促すことになるものと考えます。また、このような対応を講じた際は、たとえ医療機関への受診の結果単なる風邪であったとして

も、追試験の受験を認めざるを得ないものと考えます。

Q8. 追試験を実施する当たって、本試験と異なる教科科目等で実施することは可能でしょうか。

A. 追試験を実施するに当たっては、科目設定や難易度について、できる限り本試験問題との間に開きが生じないように工夫するなど、本試験受験者と追試験受験者との公平性に配慮することが望ましいです。

Q9. 「グループディスカッション」を選抜方法にしている入試の追試験では、追試験受験者数が少数のため「グループディスカッション」を実施することが困難な場合が想定されます。こういうケースにおいてはどのような対応をとることが考えられるでしょうか。

A. このような状況になったことを想定し、本試験受験者と追試験受験者との公平性に配慮しつつ、当該大学・学部等の教育を受けるにふさわしい能力・適性等の判定可能な代替措置などについて検討していただきたい。

Q10. 追試験を本試験の2週間程度遅らせるとその後の合格発表、入学手続の日程は、従来の募集要項で発表しているものから変更せざるを得ませんがよろしいでしょうか。

A. 追試験を実施することに伴い合格発表日、入学手続日が変更になる場合は、事前に受験生等への情報提供を遺漏なく適切に行っていただきますようお願いいたします。

Q11. 追試験の実施に伴い合格発表日も変更しあらかじめ発表する予定ですが、もし追試験対象者がいなかった場合も、追試験の実施を想定した日に合格発表を行うべきでしょうか。(当初予定の合格発表日に実施してもよろしいでしょうか。)

A. 一旦合格発表日の変更を公表した後に、追試験の有無で再度変更することとなれば、受験生に混乱を与えることになるので、再度の変更は望ましくないと考えます。

Q12. 本試験と追試験を分けて合格発表を行ってもよろしいでしょうか。

A. 合否判定を含め追試験の実施方法は各大学のご判断です。なお、ご質問のように本試験と追試験を分けて合格発表を行う際は、入学定員を大幅に上回る入学者が生じないように、大学におかれては本試験の欠席者数をあらかじめ把握し、その数が相当数に上った場合には、合否判定の際に募集人員の一定数を留保するなど、適正な定員管理に努めていただく必要があります。

Q13. 国立大学において、新型インフルエンザで前期日程を受験できなくなった者について、当該大学の後期試験の受験を認めるという救済措置はとることは可能でし

ようか。

A. 国立大学については、もともと前期・後期の2回の受験が可能ですので、このような対応では救済措置にならないと考えます。

Q14. 11月に実施する推薦入試において、新型インフルエンザで受験できなくなった者への受験機会の確保措置として、2月に実施する一般入試への振替受験をもって対応することでもよろしいでしょうか。

A. もともと、推薦入試に不合格となった学生は一般入試の受験は可能であるので、一般的に言えば、一般入試は推薦入試の振替受験とはならないと考えます。

Q15. 受験機会の確保措置の方法として、大学入試センター試験の得点を参考にした合否判定は、現実に有効な方法と考えますが、大学入試センター試験に出願しなかった学生には対応できないと考えますがいかがでしょうか。

A. 本対応方針にある「大学入試センター試験を参考にした合否判定」とは、あくまでも受験機会の確保措置の方法の1つとしてあげていますが、これは「大学入試センター試験＋個別学力検査」を課す入試区分において、新型インフルエンザで個別学力検査を受けられなくても「大学入試センター試験のみ」で判定することを念頭においています。しがたって、大学入試センター試験を課さない「個別学力検査」のみの入試区分における受験機会の確保措置の方法例ではございません。

### <3. 各大学の個別学力検査について (3) その他の留意事項>

Q16. 本対応方針2頁(3)その他の留意事項の①については、各高校や受験生へは周知してもらえるのでしょうか。

A. 留意事項①は、高校の臨時休業や学級閉鎖などで自宅学習を指示されている場合であっても、受験自体を制限しているものではないということです。このことについては、各教育委員委員会等を通じて高校、受験生等へ周知しています。

Q17. 本対応方針2頁(3)その他の留意事項の①「臨時休業であることをもって直ちに在籍する生徒の大学入学者選抜の受験の可否を制限しているものではない。」とありますが、例えば同じ学級の生徒であっても、本人が新型インフルエンザ様症状がでていなければ受験させてもよろしいでしょうか。

A. そのとおりです。

Q18. 追試験受験対象者が日程上の都合等により追試験を受験できなかった者について、入学検定料を返還するべきでしょうか。

A. 入学検定料については、あくまでも受験生と大学との契約であることから、各大学にて判断していただくこととなります。

Q19. 追試験受験対象者が日程上の都合等により追試験を受験できなかった者について、入学検定料を返還するべきでしょうか。

A. 入学検定料については、あくまでも受験生と大学との契約であることから、各大学にて判断していただくこととなります。

Q20. 試験当日インフルエンザ様症状があり別室にて受験している者が、試験中にさらに体調が悪化したため、本人の意志に基づき以後の試験科目の受験を断念した場合、追試験の受験を許可することは可能でしょうか。

A. 各大学は受験生等への情報提供として、追試験等の実施方法、日時、留意事項等の内容についてあらかじめ周知しておく必要があります。その際、どのような者が追試験等の対象者となるかについても当然示す必要があります。

ご質問のような状況になった者についての取扱いについてもあらかじめ各大学において十分検討していただき、追試験の対象とするか否かについてあらかじめ明示しておくとともに、実際にこのような状況になった場においても、当該者へ追試験の受験の可否を伝えてうえで、受験継続の意志確認を行う必要があると考えます。

Q21. インフルエンザと診断された者から、3～4日で回復したため予定どおり本試験を受験したい旨申し出があった場合に受験を認めてもいいでしょうか。

A. 基本的にインフルエンザに感染した者本人が受験を希望する場合に、受験を拒否することはできないと考えます。

なお、追試験受験者について、「治癒証明書」を提出させることは控えてください。

(平成21年10月29日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について(第16報)」を参照。)

#### <4. 受験会場の衛生管理体制等の構築について>

Q22. 本対応方針3頁4. の事前の検討に「大学関係者に対する試験までの日常の注意事項の周知」として「家族等同居者が感染している場合の自宅待機の実施」とありますが、これは、必ず自宅待機させなければならないということでしょうか。

A. 自宅待機を義務付ける趣旨ではありません。学内における職員等への危機管理として、これまでと同様に、学内関係者の同居家族に感染者がいた場合の自宅待機についても、事前に検討を行うようお願いするものです。

Q23. 本対応方針3頁4. の試験当日の対応に「発熱・咳等の症状がある受験生がいた場合の、医師等による病状の確認」とありますが、医師以外にはどのような人を想定されていますか。また、「症状の確認」とはどのような症状を確認したらよいのでしょうか。

A. 本対応方針において、「医師等」とは、医師、看護師を想定しています。なお、保健師など専門知識があって、受験者に適切に説明できる者であっても構いません。  
また、「病状の確認」とは、体温が38度以上となる発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、鼻汁・鼻閉、頭痛、下痢等のインフルエンザ様症状の確認です。

Q24. 本対応方針3頁4. の試験当日の対応に「予備の監督者や試験場本部関係者等の確保」や「医師、看護師等の配置」とありますが、これらの者を適正数配置する上での基準はありますか。

A. 受験者数、試験会場、入試方法等については各大学によって異なるため、具体的な基準を示すことは難しいと考えます。各大学において適切にご判断いただきたいと考えます。

Q25. 試験当日、本人からの申し出はないが、明らかに体調不良に見える受験者への対応をどうしたらよいのでしょうか。また、その場合受験を継続するか否かは本人の意志を尊重することになるのでしょうか。

A. 監督者が本人に声をかけるのが基本と考えますが、試験中の状況を踏まえ、その旨を書いた紙を示すやり方も考えられます。  
なお、受験を継続するか否かは本人の意志を尊重することになります。

Q26. 本対応方針3頁4. の試験当日の対応に「必要に応じて、試験時間の繰り延べ等の措置」とはどのようなことを想定されているのでしょうか。

A. 本対応方針にある「必要に応じて、試験時間の繰り延べ等の措置」とは、試験開始時間の繰り延べを意図しています。具体的には、試験当日試験開始前に症状を訴える受験生が多数出てくることが想定され、それらの者に対し、別室受験等の対応を行うに当たって、試験開始時間が遅れることも考えられるためです。

Q27. 試験当日インフルエンザ様症状がある受験生については、別室受験の対応をとることになりますが、その場合、当該別室試験室の監督者は、インフルエンザに感染する可能性があり、その選出に苦慮することが想定されます。円滑な入試の実施を図るためにも受験生はもちろんのこと、入試業務に関わる教職員についてもワクチンの優先接種を検討していただきたい。

A. ワクチンの優先接種については、当面確保できるワクチンの量に限りがあることや、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確

保するという目的に照らし決定されたものと承知しております。

一方で、大学関係者からご質問のようなご要望を多数いただいております。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は厚生労働省に対し、今後のワクチンの供給量や接種回数の検討状況等を踏まえ、高等学校を卒業した者のうち大学進学を希望する者及び入試業務に関わる教職員についても、優先接種の対象者とすることを検討するよう依頼したところです。

## <5. 受験生等への情報提供について>

Q28. 追試験に関する受験生への周知方法として、受験票に追試験がある旨記載し、詳細はホームページを参照させる方法でも可能でしょうか。

A. 可能です。

## <その他>

Q29. 受験状況として、毎年、志願者数や受験者数を公表しているが、新型インフルエンザに感染したことにより本試験を受験できなかった者について、どのような整理をしたらよいでしょうか。

A. 受験状況や入試状況の公表方法については、これまでどおり各大学の判断にもとづき決定するものです。受験生に参考になるような整理をされることが望ましいと考えます。

なお、文部科学省から毎年各大学に依頼しています「大学入学者選抜実施状況調査」における集計方法等を含めた調査内容については現在検討中ですが、各大学におかれては、追試験等の受験機会の確保措置の対象者について、追試験申請者数、受験者数、合格者数、入学者数を把握していただきますようお願いいたします。